

## 第2四半期貨幣政策執行報告を公表 ～預金準備率の引下げは当面期待できないか

中国投資銀行部  
中国調査室

### メインピックス ..... 2

第2四半期貨幣政策執行報告を公表～預金準備率の引下げは当面期待できないか..... 2

- 第2四半期の「貨幣政策執行報告」(以下、「報告」という)では、金融政策に関する表現は第1四半期と比較して、大きな変化はなかったが、7月末までに開かれた政治局会議の方針に従い、「供給側改革の推進に対応する総需要管理を徹底する」ことが追加された。これにより、人民銀行は今後、比較的緩和的な金融政策を維持するとともに、貸出、社会融資規模拡大といった方式で流動性を実体経済へ誘導する方針を採る可能性がある。
- 預金準備率の引下げについて、人民銀行はベースマネー投下ツールが欠如している中で流動性の拠出にはなるが、頻繁な引下げは市場金利の低下、人民元の値下り予測をもたらしかねないとの見方を示した。これを背景に、インターバンク金利の急上昇、あるいは人民元の値下り圧力が大幅に低下することなどがなければ、人民銀行は預金準備率の引下げに踏み切る可能性は低いと見られる。
- 「報告」において、人民銀行は、再度、ドル・人民元の為替レート形成システム、すなわち、前日のドル・人民元レートの終値に通貨バスケットの変動を加味して為替レートが決定される仕組みを説明した。しかし、人民銀行は、基準値(中間値)の制定に依然として高い自由度を有し、為替レートを適切に誘導することで、市中に一致した予測の形成を避けることが可能である。これに基づけば、今後のドル・人民元レートは一定の変動が予測されるが、概ね安定する見通しである。

### プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士..... 8

BEPS 10 移転価格の結果と価値創出の整合性確保:その他リスクの高い取引..... 8

- BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)とは、「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、近年の企業の一層の多国籍化及び経済のボーダレス化の進展等により、これまでの2国間租税条約やいわゆる移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応をその目的としています。
- 行動計画10においては、従前より移転価格税制の執行において、実務的な問題となっていたいくつかの分野、低付加価値グループ内役務提供、コモディティ取引、取引単位利益分割法の採用について、とりわけ Arm's length price の伝統的適用を多少修正するような形で、新たなガイドラインが示されています。

### BTMUの中国調査レポート(2016年7~8月)..... 11

## メインピックス

### 第2四半期貨幣政策執行報告を公表～預金準備率の引下げは当面期待できないか

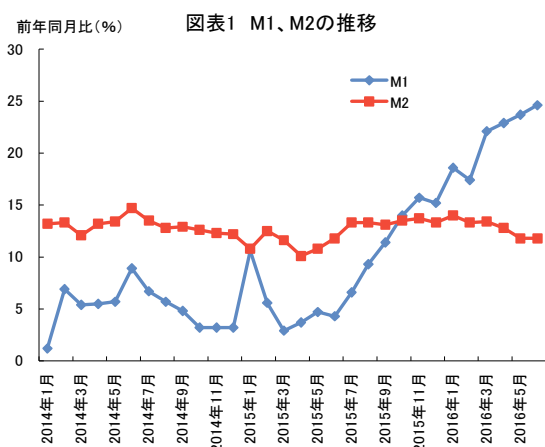
人民銀行は、このほど、2016年第2四半期の「中国貨幣政策執行報告」(以下、「報告」という)を公表した。「報告」では、上半期の金融市場運営、金融政策の実施を振り返った上で、今後も引続き穏健な金融政策を実施し、微調整やピンポイントでの調整などを通じ、市中流動性の安定を維持するとともに、金融システム、金融機関改革を深化させ、供給側改革の推進、経済成長の維持における金融の役割を果たしながら、金融システムの安定を保つことで、システミック・リスクを防ぐという方針を示した。

#### I. 上半期の金融市場

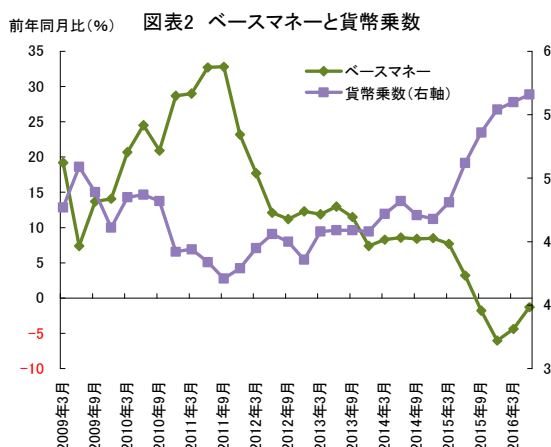
6月末時点(以下、この章では、特別な断りがない場合、6月末時点を指すこととする)、狭義的マネーサプライ残高(流通している現金と企業当座預金、M1)は44兆4,000万元で前年同期比24.6%増となり、伸び率は3月末より2.5ポイント上昇した。M1の拡大は、地方政府債務置換えおよび不動産販売の回復などが影響していると見られている。

広義的マネーサプライ残高(M1に企業定期預金と個人預金や証券口座預け金などを加えたもの、M2)は149兆元で前年同期比11.8%増となり、伸び率は3月末より1.6ポイント、前年末より1.5ポイント低下した。M2の伸び悩みについては、外貨ポジションの伸び鈍化(人民銀行による外貨買い上げに伴う人民元ベースマネーの放出)、金融機関の「同業業務」の規範化(「同業預金」の減少を招いた)<sup>1</sup>、キャッシュフローの改善により一部企業の貸出早期返済(企業預金の減少)などが考えられるほか、昨年上半期は株式市場の高騰によりM2が押し上げられていたことも一因であると思われる。

ベースマネー残高は28兆9,000億元と前年同期比1.3%減で、下落率は3月末より4.4ポイント縮小した。また、6月末時点の貨幣乗数は5.16<sup>2</sup>で3月末より0.06上昇した。2015年、人民銀行は、6回にわたる預金準備率の引下げで流動性を供給していたが、2016年に入って以降、預金準備率の引下げは1回のみで、流動性の拠出には公開市場操作、MLFなどの金融ツールが多用されるようになった。



出所: 人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成



出所: 人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成

金融機関預金残高は150兆6,000億元で前年同期比10.7%増となり、そのうち、人民元預金残高は146兆2,000億元で10.9%増となり、伸び率は3月末より2.1ポイント低下した。また、上半期の新規人民元預金のう

<sup>1</sup> 「同業業務」とは、金融機関同士の間の業務を指し、金融機関同士の資金の貸し借りを「同業預金」という。

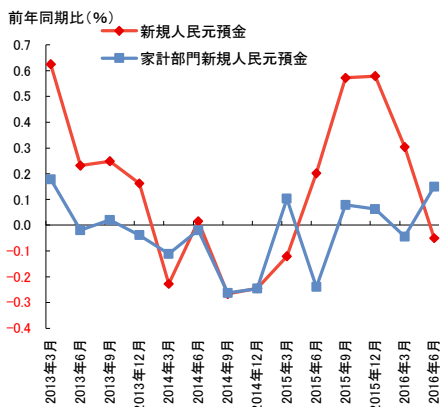
<sup>2</sup> これはすなわち、1元のベースマネーが金融機関などを經由して、5.16元の資金放出になることを意味する。

ち普通預金の割合が高く、特に家計、非金融企業部門では普通預金の割合が新規預金全体の44.2%を占め、前年同期より31.8ポイントと大幅に上昇し、M1全体を押し上げる一因となつたと見られている。

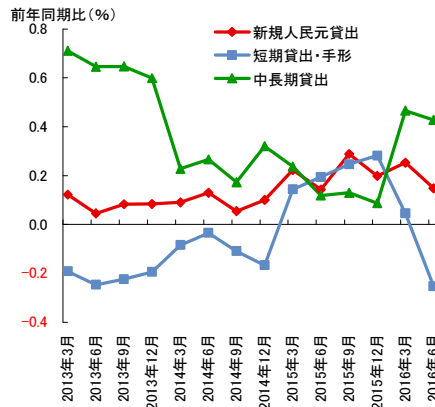
金融機関の貸出残高は106兆7,000億元で前年同期比13%増となり、そのうち、人民元貸出は101兆5,000億元で14.3%増となり、伸び率は3月末より0.4ポイント低下した。人民銀行は、①交通運輸などインフラ整備向けの貸出が増加、②個人住宅ローンおよび自動車ローンなどの消費者ローンの拡大、③水利、貧困人口解消などに向けた貸出の拡大、④地方政府の債務置換えによって捻出された資金がインフラ整備の強化や国民生活向上に向けた財政支出の拡大に投入されたことなど、金融機関による実体経済の支援が強化されているとの見方を示した。人民元貸出を期間別で見ると、中長期貸出は昨年末より5兆2,000億元増加し、上半期の新規貸出全体の69.1%を占め、前年同期より13.3ポイント上昇した。部門別では、家計部門の伸びが堅調であり、そのうち、特に個人住宅ローンは上半期の不動産の販売好調を受け、昨年末よりも2兆3,000億元増加し、前年同期比32.2%増となった。

社会融資規模残高は147兆9,400億元で前年同期比12.3%増となり、そのうち、上半期の新規社会融資規模(増加分)は9兆7,500億元で前年同期を9,618億元上回った。上半期の社会融資規模には、①人民元貸出(実体経済に流入した資金)は7兆4,800億元と堅調に増加し、前年同期を8,949億元上回り、社会融資規模増加額の76.7%を占めた、②外貨貸出が大幅に減少、③社債、株式の直接金融が大幅に増加、④銀行手形による資金調達が大きく減少し、オフバランスの資金調達の減少につながったといった特徴があった。

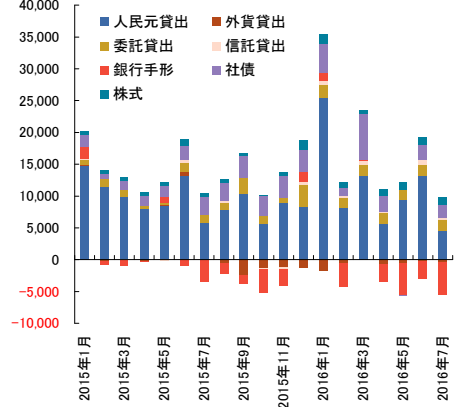
図表3 人民元預金の推移(累積ベース)



図表4 貸出の推移(累積ベース)



図表5 社会融資規模の推移



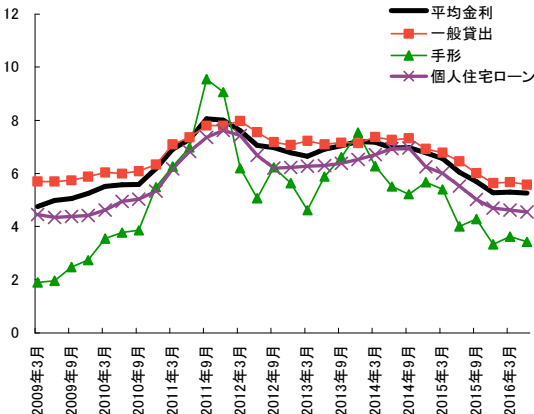
出所:人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成

出所:人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成

出所:人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成

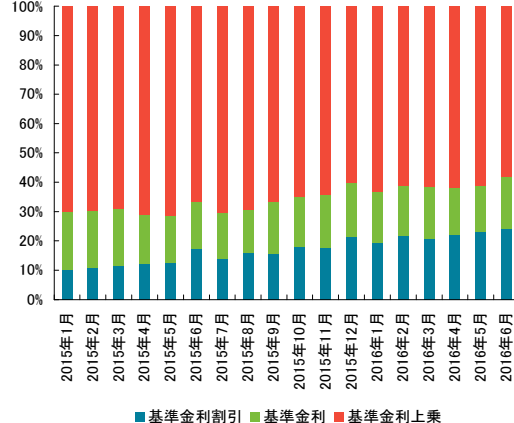
第2四半期、非金融企業向け貸出加重平均金利は5.26%で、昨年末より0.01ポイント、3月末より0.04ポイント低下した。そのうち、一般貸出加重平均金利は5.58%、銀行手形は3.43%、個人住宅ローンは4.55%となっている。また、一般貸出の貸出金利について、基準金利より割引した貸出は全体の24.06%を占め、3月より3.24ポイント上昇し、基準金利による貸出は17.8%で3月より0.2ポイント上昇したほか、基準金利に上乗せした金利での貸出は全体の58.14%で3月より3.44ポイント低下した。

図表6 金融機関貸出金利



出所:人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成

図表7 貸出金利の割合

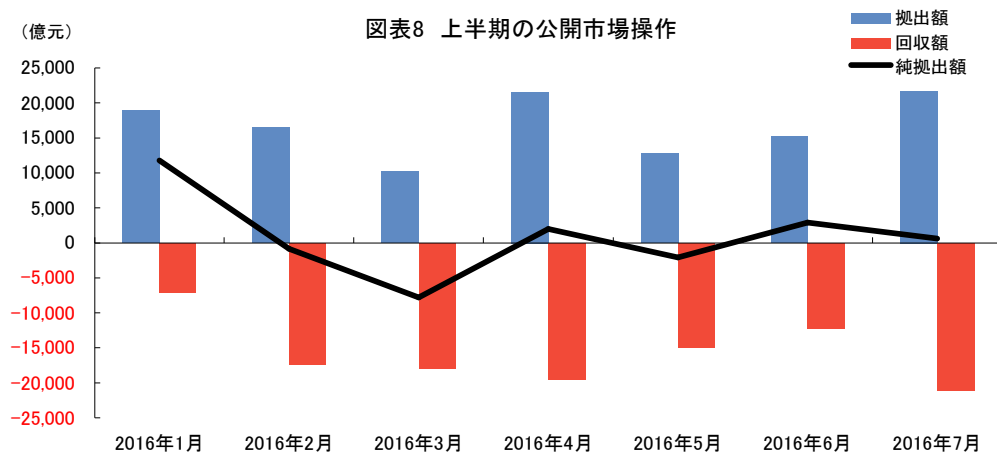


出所:人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成

## II. 金融政策の動向

### 上半期の金融政策

- 公開市場操作は2016年2月18日から毎日行うようになり<sup>3</sup>、第2四半期は計5兆4,850億元(純拋出額2,800億元)、上半期で合計10兆2,800億元の流動性(純拋出額5,900億元)を拋出した。また、上半期、短期流動性オペレーション(Short-term Liquidity Operations、SLO)操作で計2,050億元の流動性を拋出しており、SLO金利は2.25%前後と概ね安定している。これらの措置により、市場金利は安定しており、四半期末など季節要因の影響が大きい時点でも異常な変動はなく、市場予測を安定化させ、貸出、社会融資規模の合理的な成長を促すことに貢献したと見られる。



出所: 人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成

- 人民銀行は上半期に計5,450億元、第2四半期に計40億5,000萬元の常設貸出ファシリティ(Standing Lending Facility、SLF)を実施し、6月末までのSLF残高は20億元となっている。また、人民銀行は毎月半ばから中期貸出ファシリティ(Medium-term Lending Facility、MLF)を行うようになり、期間は従来の6ヶ月物に加え、3ヶ月物、1年物も追加した。これは、銀行システムにおける中期的な流動性ギャップを補うとともに、市場予測を誘導する重要なツールとして位置づけられている。
- 2016年3月、人民銀行は人民元預金準備率を0.5ポイント引下げた。7月より、人民銀行は預金準備金検査制度を改革し、人民元預金準備金の徴収基準金額を従来の四半期末時点の預金残高から、四半期内の毎日の一般預金残高の算術平均に変更した<sup>4</sup>。これにより、金融機関の預金変動はより平滑化され、市場の安定にプラスになると見られる。

図表9 各金融ツールの実施状況

月	SLF実施額	SLF残高	日	SLO実施額	SLO金利	日	MLF実施額	MLF残高
2016-01	5,209.1	1.1	2015-01-19	200	2.63	2016-01	8,625	12,783
2016-02	34.2	13.4	2015-01-21	1,600	3.66	2016-02	1,630	13,313
2016-03	166.7	166.0	2015-08-26	1,400	2.30	2016-03	-	13,313
2016-04	7.6	4.1	2015-08-28	600	2.35	2016-04	7,150	14,953
2016-05	5.7	4.0	2015-08-31	1,400	2.35	2016-05	2,900	16,375
2016-06	27.2	20.0	2016-01-18	550	2.10	2016-06	2,080	17,455
2016-07	9.0	4.0	2016-01-20	1,500	2.25	2016-07	4,860	17,025

出所: 人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成

- 人民銀行は再貸出、再割引、担保補充貸出(Pledged Supplementary Lending、PSL)などの金融ツ-

<sup>3</sup> それまでは火曜・木曜の週2回行われるのが定例であった。

<sup>4</sup> すなわち、銀行が納付する預金準備金は、当期内の毎日の預金残高の算術平均に預金準備率をかけたものとなる。



ルを用い、金融機関の中小企業向け貸出、「三農」(農村、農業、農民)関連貸出、バラック地域改造などの国民経済の重点分野および脆弱分野向けの貸出を誘導し、「融資難」(資金調達が難しい)、「融資貴」(資金調達コストが高い)といった問題の解決に取り組んでいる。6月末時点、全国の農業支援貸出額は1,897億元、中小企業支援貸出残高は606億元となっている。

- 人民銀行は窓口指導を強化しており、金融機関の重点分野へ対する金融支援を誘導するとともに、過剰生産能力の削減や在庫の削減、レバレッジ解消、コストダウン、脆弱部分の補強といった供給側改革の主要任務にも取り組んでいる。具体的には、①製造強国の建設、産業構造の高度化、サービス業発展に関する金融支援、②「三農」関連貸出、中小企業向け貸出の強化、③過剰生産能力の削減、④京津冀一体化、長江経済ベルトなど地域経済一体化へのサポート、⑤貧困人口の解消、雇用向けの金融サービスの強化、⑥不動産市場をコントロールし、購入制限のない都市向けの貸出に対して、頭金比率を引下げる、などが挙げられる。
- 金融システム改革を引続き推進し、人民銀行は国家開発銀行、輸出入銀行、農業発展銀行に対し、資本金を補充し、リスク対応力を向上させることで、重点・脆弱分野支援という政策性金融機関の役割を果たさせようと考えている。また、預金保険制度の整備が着実に進められており、6月末までに3,000社以上の預金性金融機関はすべて保険加入手続きを完了している。そのほか、農村信用社改革は一定の成果をあげており、6月末時点、農村信用社の貸出残高は12兆9,000億元で金融機関貸出残高の12.7%を占め、不良債権残高は5,416億元で不良債権比率は4.2%と比較的安定している。

## 所見

- 第2四半期の「報告」では、金融政策に関する表現が第1四半期と比較して、大きな変化はなく、与信、金利、為替および金融市場イノベーションの部分はほぼ同じであった。ただ、7月末に開かれた政治局会議では、「金融政策の波及経路をスムーズにし、銀行貸出、社会融資の合理的増加を維持すること」という要求があった。この政治局常務会議の方針に従い、「報告」では、「供給側改革の推進に対応する総需要管理を徹底する」ことが追加された。これより、人民銀行は、年内においては比較的緩和的な金融政策を維持した上で、貸出、社会融資規模拡大といった方式で流動性を実体経済へ誘導する方針を採ると予測される。
- 詳細については後述するが、人民銀行は、外貨ポジションの減少によりベースマネー投下ツールが欠如している中で、預金準備率の引下げを行うことは流動性の抛出にはなるが、頻繁な引下げは市場金利の低下や人民元安期待をもたらしかねないとの見方を示した。そのため、人民銀行は預金準備率の引き下げに踏み切る可能性は低いと見られる。
- 「報告」において、人民銀行は、再度、ドル・人民元の基準値(中間値)形成システム、すなわち、前日のドル・人民元レートの終値に通貨バスケットの変動を加味して為替レートが決定される仕組みを説明した。しかし、人民銀行は、基準値の制定に依然として高い自由度を有し、為替レートを適切に誘導することで、市中で一致する予測の形成を避けることが可能である。これに基づけば、今後のドル・人民元レートは一定の変動が予測されるが、概ね安定すると考えられる。
- 「報告」では、「システミック・リスクの発生を防ぎ、レッドライン(越えてはならない一線)を死守する」という強い表現が用いられており、人民銀行の金融リスクに対する警戒がますます高まっていることが見て取れる。とりわけ、人民銀行は債券市場に注意を払っており、債券市場のマクロプルーデンス体制を構築することを強調している。預金準備率の引下げによる市場金利低下から債券収益率が上昇し、債券市場のバブルにつながることを警戒していると思われる<sup>5</sup>。今後、人民銀行は短期金利を変動させることで債券市

<sup>5</sup> 市場金利は預金準備率の引下げなどにより低下すれば、債券収益率が割高となることを意味し、より高い収益を求める資金は債券市場に流入してしまう。理論的には、債券購入が増加すれば、債券取引価格が上昇し、債券収益率は再び市場金利と均衡することとなるが、目下の中国の債券市場はまだ初歩的な段階であり、流入資金がその受容力の限界を超えれば、バブルにつながりかねない。

場のレバレッジ解消を誘導する可能性があり、そのために下半期、債券市場に調整局面が訪れる可能性がある。

#### IV. 預金準備率の引下げ、当面は実施されないか

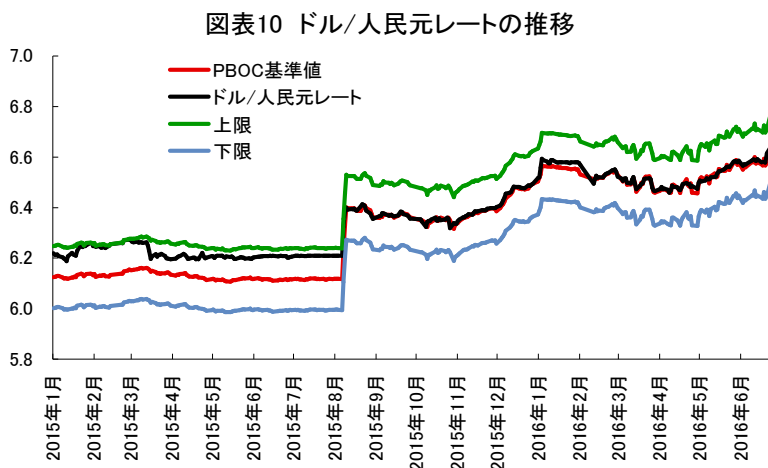
##### 人民元安圧力

頻繁な預金準備率引下げは市中に大量の流動性を投入することを意味しており、市場金利の低下をもたらすほか、そのアナウンス効果により、市場で金融緩和への予測が形成され、人民元安期待が高まり、外貨準備の減少をもたらしかねない。すなわち、預金準備率により拠出された流動性が多ければ多いほど、人民元の値下り予測が強まり、そのために人民元が売られ、人民元安圧力がさらに強くなるという悪循環に陥る可能性がある。

人民銀行は、これまでも緩和的な金融政策による為替への影響について言及したことがある。2015年第4四半期の「報告」では、人民銀行は「国内金融政策が過度に緩和されれば、通貨の値下り圧力が上昇する。つまり、預金準備率の引下げは市場金利の低下をもたらし、(中略)、預金準備率のアナウンス効果が強いことが人民元に値下り圧力をもたらす。そして、最終的にはこれらが資本流出の増加、外貨準備の下落につながる」と述べていた。

2015年、人民銀行は預金準備率の引下げを5回行い、大型金融機関の預金準備率を20.5%から17%へ引下げた。同時期に利下げも4回行い、一年貸出基準金利を5.5%から4.35%へと引下げた。その結果、同時期のドル・人民元レートは年初の6.22から年末の6.4936へと大幅に下落したため、金融緩和の影響を少なからず受けたことは否定できない。

一方、2016年に入ってから人民銀行の金融政策は、2015年の緩和的から「穏健」(中立的)に変わり、預金準備率の引き下げが行われたのは3月の1回のみで、利下げは行われていない。現在、英国のEU離脱などで人民元は依然として強い値下り圧力に直面しており、安易な金融緩和はそれをさらに加速させる可能性がある。



出所：人民銀行よりBTMU(China)中国調査室作成

##### 供給側改革へのマイナス影響

上半期の中国経済成長率は6.7%であり、世界的に見れば、まだまだ高い水準であるが、不動産とインフラ投資への過度な依存が懸念されている。最近の不動産投資および民間投資の伸び悩みに伴い、7月の製造業購買担当者指数(PMI)は再び50を下回り、中国経済は依然として高い下振れ圧力に直面している状況に変わりはない。

中国経済が目下直面しているのは構造的な問題であり、その解決には適切な総需要拡大とともに、供給側改

革を着実に推進する必要があると思われる。当局は過剰生産能力の削減や在庫の削減、債務削減、コストダウン、脆弱部分の補強などを供給側改革における重要任務としてあげているが、これらの目標を実現するには各政府部門の努力のほか、人民銀行、商業銀行などによる金融面の支援が必要とされる。人民銀行の周小川総裁は6月に行われたIMF会議で、人民銀行は複数の目標を持っているが、その中でも改革開放の支援、金融市場の発展を最重要目標に位置づけていると述べていた。

この背景下で、預金準備率の引下げなど緩和的な金融政策は供給側改革の実施や推進にマイナスであるとの見方が多い。第1四半期の巨額の貸出に対し、すでに多くの専門家が懸念を示しているが、それは金融緩和を実施すれば、流動性の一部が再び過剰生産分野に流入しかねないと考えているからである。

## 金融機関の経営規範化

人民銀行が言うように、理論上は預金準備率の引下げや利下げなどの金融緩和は必然的に人民元為替レートに影響し、さらに資金の流出、人民元の値下り予測をもたらすこととなるが、しかし、この数年間の状況から見ると、金融緩和は人民元値下りの要因ではあるが、決定的な要因であるとも言い難いだろう。

近年は、経済成長が鈍化する兆しを見せるか、流動性が逼迫する兆しが現れると、とたんに商業銀行をはじめとする市場参加者は人民銀行に対し、預金準備率の引下げを求めることが多い。もし、人民銀行がこれらの要求に応じなければ、利子率の高騰や流動性逼迫といった状況が生じるため、人民銀行が金融緩和を実施せざるを得ない状況に追い込まれることが常態化しており、極端に言えば、人民銀行が市場の意思で動かざるを得ない局面もしばしば出現している。人民銀行が「報告」で預金準備率の引下げの影響に2回も言及したのは、人民元為替レートを安定化させる目的のほか、目下の金融市場に存在するこのような問題を解消する意図もあると思われる。

なぜなら、預金準備率の引下げなどで、金融機関が闇雲にバランスシートを拡大しようとするれば、レバレッジ比率をさらに押上げることとなり、また金融機関は資金調達コストをカバーするため、実体経済より資本市場における運用を余儀なくされることになり、結局、人民銀行が拠出した流動性は実体経済へ流入されないばかりか、金融システムのリスクを膨らませることにもつながる。

ただ、目下、経済状況が芳しくない中、資金が実体経済に流入しようとしても、高い債務リスクに晒されて、不良債権となれば、同様に流動性リスクにつながる可能性がある。そのため、人民銀行は上述のように勧告、誘導で商業銀行の意向を変えようとするのは困難になりがちであり、金融政策の根本的な調整、元本保証という市場予測を変えなければ、人民銀行は当面の間、中央銀行としての独立性が欠けたような厳しい状況が続きそうである。

目下の状況から見て、公開市場操作、MLF、再貸出などの金融ツールを通じ、人民銀行は適切な流動性、および金利水準の安定を維持し、金融市場と実体経済の流動性需要を概ね満たしている。6月末時点で、社会融資規模は前年同期比12.3%、M2は11.8%それぞれ上昇し、非金融企業貸出平均金利は5.26%で同0.78ポイント下落したことなどから、現時点では預金準備率の引下げは必須の選択ではないと思われる。

なお、外部環境から見ても、FRBの利上げ予測、英国のEU離脱、および日本のマイナス金利など、世界情勢は依然として複雑で、主要国の金融政策も二分している。このほど、英国とオーストラリアも利下げに踏み切ったことから、人民銀行にも利下げ余地が出てきたとの見方があるが、実際に動き出すにはしばらく様子見をする可能性が高いと言えよう。

三菱東京UFJ銀行(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 余興



## プロフェッショナル解説(税務会計)MAZARS/望月会計士

### BEPS 10 移転価格の結果と価値創出の整合性確保:その他リスクの高い取引

- 中国における対応、日本における対応、日中間取引における注意点 -

今回も移転価格にかかわるお話です。

BEPS(Base Erosion and Profit Shifting)とは、「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、近年の企業の一層の多国籍化及び経済のボーダレス化の進展等により、これまでの2国間租税条約やいわゆる移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応をその目的としています。

行動計画10においては、従前より移転価格税制の執行において、実務的な問題となっていたいくつかの分野、低付加価値グループ内役務提供、コモディティ取引、取引単位利益分割法の採用について、とりわけ Arm's length price の伝統的適用を多少修正するような形で、新たなガイドラインが示されています。

### BEPS 行動計画 10 移転価格の結果と価値創出の整合性確保(その他リスクの高い取引)

<経緯>

行動計画10に関する議論については、以下のようなディスカッションドラフトが公表され、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションが行われています。

2014年11月3日: 移転価格ガイドライン第7章改正案-低付加価値グループ内役務提供にかかわる取扱い

2014年12月16日: コモディティ取引にかかわる移転価格上の取扱い

2014年12月16日: グローバルバリューチェーンにおける利益分割法の適用

その後、行動計画10については、2014年12月19日に行動計画8、9とともにディスカッションドラフトが公表され、その後、パブリックコメントおよびパブリックコンサルテーションを経て、2015年10月5日に他の行動計画とともに最終報告書が発表されています。

ここでは、移転価格に関連するものとして行動計画8、9、10が合わせて1つの報告書として取りまとめられており、これらの内容がOECD移転価格ガイドラインの内容を更新するものとされています。さらに、取引単位利益分割法にかかわるOECD移転価格ガイダンスの改訂については、2017年上半期の完成を目的に継続して議論が行われることとされており、また、今後も、とりわけ発展途上国におけるBEPSの影響にかかわるOECDによる報告の内容を受けながら議論及び更新がなされるものとされています。

<内容>

#### ①低付加価値グループ内役務提供(Low value-adding intra-group services)

一般に、グループ内役務提供(Intra-Group Services)とは、企業がグループ内の企業のために提供する経営・財務・業務・事務管理上の活動をいい、以前より、その認識及び価格設定方法等について、OECD移転価格ガイダンスに説明が設けられていました。

今回は、さらに、低付加価値グループ内役務提供という概念が設けられ、従来は、個別に arm's length price rule に基づく考え方を適用していたものについて、総合的に簡易な取扱いを認めるものとなりました。具体的には、簡易な取扱いの適用に関して、以下のように説明がなされています。



(i)低付加価値グループ内役務提供の定義

低付加価値グループ内役務提供とは、多国籍企業グループ内の1社以上の企業によりその他の1社以上の企業に提供されるサービスで以下の性質を有するものとされています。

- 補助的性質
- 事業の中核を構成するものでない(利益獲得活動を形成するものや経済的重要性を有する活動に貢献するものではない)
- 唯一の価値ある無形資産の使用を要するまたは創出するものでない
- 重要なリスクの負担または管理を要するもしくは創出するものではない

(ii)低付加価値グループ内役務提供に対する簡易的取扱い

関連するコストプールを計算し、これに5%をマークアップし、報酬額を計算するものとされており、ベンチマーク分析は必要とされません。

(iii)簡易的取扱いにおける文書化及び報告

次のような資料を整備し、税務当局の求めに応じて提供できるようにする必要があります。

- 低付加価値グループ内役務の内容説明、受領者、該当することの理由、役務提供の合理性、便益の内容、配賦基準及びその合理性の説明、マークアップ適用の確認
- 契約書等の取決めについて定めた資料
- コストプールの選定及び計算並びにマークアップの適用にかかわる説明及び計算資料
- 特定の配賦基準の適用にかかわる計算資料

②コモディティ取引

市場価格のあるコモディティ取引については、独立価格比準法の適用を前提として、税務当局と納税者との間の考え方について一貫性を要する事項に関して説明がなされています。

③取引単位利益分割法の採用

取引単位利益分割法の適用にあたり、より明確にしなければならない事項について説明がなされています。

ここでは、取引単位利益分割法が最適な方法とされる状況の要素である高度に統合された事業活動、唯一の価値ある貢献、シナジー効果の内容や、利益分割計算における基準やその他の移転価格計算方法との関係性があげられています。

## 日中における対応・今後の日中間取引について

(1) 日本

BEPS 行動計画 10 に基づく OECD 移転価格ガイドライン更新については、日本において、これに伴う個別の税制改正を行うことはなく、追加的な議論等が最終的に出そろった平成 30 年度頃にまとめて税制改正に反映されるものと予想されています。また、移転価格税制の執行上は新たなガイドラインに基づくことによる影響があるものと考えられますが、これらについては今後の執行状況を見守る必要があるものと考えられます。

(2) 中国

中国においては、移転価格税制にかかわる特別納税調整実施弁法(意見募集稿)の中で、将来の取引単位利益分割法の採用に含みを持たせたものとして、価値貢献分配法が規定されています。また、低付加価値グループ内役務提供についても、同弁法(意見募集稿)において、具体的マークアップ率は示されていないもののほぼ同様の内容が規定されています。

従って、次回と同弁法の改正に合わせて、これらの内容が国内法制化されるものと予想されています。

しかしながら、低付加価値グループ内役務提供については、外貨管理との整合性において、送金可能性や源泉徴収の基準となる金額等についてそれまでに解決されるべき問題が存在しているものともいえます。

### (3) 日中間取引における今後の留意点

BEPS 行動計画 10 が対象とする取引単位利益分割法の採用、低付加価値グループ内役務提供は、日中間において取引を行う企業の多くにとって普遍的な問題といえます。

とりわけ低付加価値グループ内役務提供については、日本中国を含む主要国において 2018 年までにその採用が行われるものとされおり、多くの日本企業にとっては、これまで比較的回収の難しかった役務提供費の回収及びその支払側における損金処理が認められるという点においては朗報であると同時に、当該費用の回収を行わない場合には寄付金課税を受けるリスクが高まることを意味し、このためには(簡易的とは呼ばれるものの)一般の企業にとってはかなりの負担となる文書化手続きを要するものとなります。

さらに、将来的な取引単位利益分割法の採用については、相互協議に依ることがほぼ必須と予想されることから、現状の日中間の相互協議の処理状況から見て、その現実的採用可能性については、今後の状況の改善によるところが大きいものといえます。

従って、国際的な事業活動に従事する企業は、これらの動向に関して、注意深く見守っていく必要があるものといえるでしょう。

最後に、これから迫りくる BEPS という荒波に備えるに際して、このコーナーが多少なりとも皆さんのお役に立てることができれば幸甚と考えております。

以上

#### 望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

MAZARS は 75 年の歴史を有し、グローバルワンファームとして世界 73 カ国の直営事務所に 15,000 人を擁する欧州系会計事務所です。多くの欧米企業をサポートするとともに海外に展開する日本企業のサポートにも注力しており、アジア地域においては、インド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー等に拠点を有し、ワンファームならではの緊密な連携により複合的なサービスを提供しております。



当資料は情報提供のみを目的として、MAZARS によって作成されたものであり、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

## BTMU の中国調査レポート(2016年8月)

- BTMU 中国月報 第127号(2016年8月)  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0is018b64bfH783e7dd8lid0is01avq9n9>  
国際業務部
- BTMU CHINA WEEKLY 2016/8/17  
<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0irzyxfd1rvH95c33db2lid0irzyzzwm4>  
国際業務部
- 経済マンスリー(2016年7月)  
<http://www.bk.mufg.jp/report/ecomon2016/index.htm>  
経済調査室
- ニュースフォーカス第8号  
東莞市における加工貿易の革新発展の促進に関する実施方案について  
[https://Reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info005/info005\\_20160725\\_001.pdf](https://Reports.btmuc.com/File/pdf_file/info005/info005_20160725_001.pdf)  
業務開発室

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214